

加西市通いの場づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民主体による高齢者の通いの場を創出する活動を支援することにより、地域における支え合いの体制づくりを推進し、もって高齢者の介護予防、社会参加及び自立支援を図るため、予算の範囲内において加西市通いの場づくり事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、加西市補助金等交付規則(平成30年加西市規則第1号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 加西市内に住所を有する65歳以上の者(以下「高齢者」という。)が5名以上加入していること。
- (2) 活動の拠点が市内にあり、かつ市内において活動を行っていること。
- (3) 公の施設を活動の拠点とする場合においては、登録団体等であることを理由に、当該施設の使用料の全部又は一部が免除されるものでないこと。
- (4) 同一の年度内に国、県、市その他公の機関による補助を受けていないこと。
- (5) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- (6) 加西市暴力団排除条例(平成24年加西市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が加入していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域の集会所等において、高齢者を対象に運動、趣味活動等の介護予防に資する「通いの場」を提供する事業であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 高齢者の参加が平均5人以上であること。
- (2) 住民が誰でも参加できるものであること。
- (3) 月2回以上実施すること。
- (4) 6月以上継続して実施すること。ただし、団体を立ち上げた年度はこの限りではない。
- (5) 1回当たりの活動時間が60分以上であること。
- (6) 年1回以上保健福祉関係の専門職等による介護予防教室を実施すること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は次の各号に定める額とする。

- (1) 運営費補助 補助対象経費の合計額とし、1年度につき3万円を上限とする。
- (2) 立ち上げ支援補助 補助対象経費の合計額とし、5万円を上限とする。ただし、対象は新たに通いの場を立ち上げる団体のみとし、交付は1回に限る。

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体の代表者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが適当と認めるときは補助金交付決定通知書(様式第4号)により、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算(概算)払請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 11 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

補助対象経費	内容
報償費	講師謝礼等
消耗品費	事務用品、紙代、運動用具等
食糧費	飲料、茶菓子等 ただし、運営費補助の 3 分の 1 以内とする。
印刷製本費	資料、パンフレット、チラシ等の印刷代
光熱水費	集会所等の電気、ガス、水道代等
修繕料	施設等の修繕
保険料	活動等に係る保険料
郵便料	チラシ等の郵便代
使用料及び賃借料	会場・施設使用料、パソコン等の機器レンタル料等
備品購入費	事業の実施に必要な器具、機材等の購入費
負担金等	活動に係る大会参加費、研修参加費